

別表 1

別表2

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許可区域	方法
学術研究 又はこれらの者から依頼を受けた者	理学、農学、医学、生物学等に関する調査研究を行う者	必要最小限 ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な数（羽、頭、個）とする。	1年以内	必要最小限の区域とする。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。 ① 法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法でないこと。 ② 級傷又は扭傷（以下「絆傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ③ 捕獲等又は採取等後の措置が、原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 絆傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究目的を達成するための必要であると認められるものであること。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

別表3

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許可区域	方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）	1年以内	職務上必要な区域	法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法でない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護	鳥獣保護管理員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
その他特別な事由	博物館、動物園その他これらに類する施設における展示	展示の目的を達成するために必要な種類（羽、頭又は個）	6ヶ月以内	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止するところの防止	人工養殖が可能と認められる種類 過度の近親交配の防止に必要な数（羽、頭又は個）	6ヶ月以内	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
その他特別な事由	鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。				

なお、環境学習の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣捕獲は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

別表4

許可をしない場合の考え方
ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人をいう。」以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。